

工事の総合評価について

令和6年 3月15日
山梨県総合評価委員会

令和5年度 総合評価実施状況

令和6年 3月15日
山梨県総合評価委員会

令和5年度の総合評価実施方針(工事)

令和4年度第2回総合評価委員会で決定

1. 原則、3千万円以上の工事について実施する。(緊急を要する工事を除く)
2. 3千万円以上の災害本復旧工事を総合評価落札方式で実施する場合は、特別簡易型 I を適用する試行を継続する。
3. 1千万円以上の解体工事は「施工体制評価型」の試行を継続する。
4. 意見聴取は毎週木曜午後2時から実施、木曜日が祝祭日の場合は、前後に実施する。
5. 令和5年度 第1回山梨県総合評価委員会開催を9月、第2回委員会開催を3月に予定する。

令和5年度 山梨県総合評価委員会
 <開催日>
 第1回 令和5年9月 8日
 第2回 令和6年3月15日

(工事規模)

3億円	簡易型 (30) 【2項目】 又は 標準型 (40)	標準型 (40) 又は 高度技術提案型
1億円	特別簡易型 (II) (20)	簡易型 (30) 【2項目】
5千万円	特別簡易型 (I) (15)	特別簡易型 (II) (20) (注1) 簡易型 (25) 【1項目】
1千万円	特別簡易型 (I) (15)	

(技術的難易度)

- 特別簡易型(I)
企業実績、地域精通度、地域貢献度を評価するタイプ
- 特別簡易型(II)
特別簡易型(I)に加え、配置予定技術者を評価するタイプ
- 簡易型
特別簡易型(II)に加え、簡易な施工計画の提案を評価するタイプ
- 標準型
簡易な施工計画ではなく、技術提案を求め、評価するタイプ
- 県内下請活用審査型
県内に有資格者がいない工事において、県内企業が下請できる部分が含まれる工事が対象
- 施工体制評価型
As工事、解体工事において、自社雇用の技術者や自社所有の施工機械を評価するタイプ

【令和5年度の国の動向】

建設業における令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、公共工事の円滑な施工確保するため、国では、次に掲げる取り組みがなされた。

- ① 週休2日の取組及び適正な工期の確保
 - ・ 休日、天候による作業不能日や猛暑日等を適正に工期設定
- ② 施工時期・業務の履行時期の平準化
 - ・ 年間を通じた安定的な工事の実施、入札不調・不落の抑制
- ③ 法令遵守の徹底
 - ・ 入札及び契約に関する透明性の確保
- ④ 円滑な価格転嫁の取組
 - ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁
- ⑤ 着実な執行
 - ・ 不調・不落対策として、余裕期間制度等を適用

- 令和5年度 2月29日までの意見聴取件数は**967件**(965件+県以外2件)実施。
- 昨年度814件に比べ153件増加。

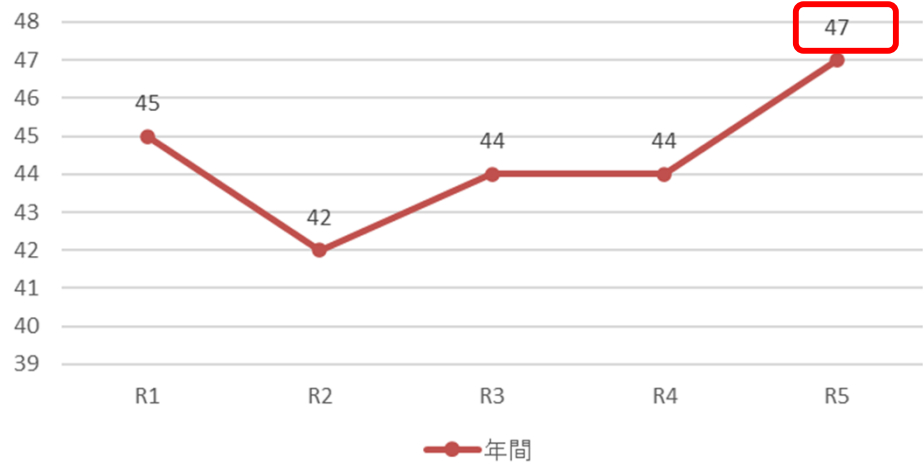
	合計	通常				下請	施工体制評価型		建設コンサルタント業務		県以外
		特別簡易型 (I)	特別簡易型 (II)	簡易型	標準型	県内下請活用審査型	アスファルト舗装工事	解体工事	簡易型	特別簡易型	市町村・道路公社等
意見聴取件数	967件	519件	52件	197件	1件	8件	144件	10件	6件	28件	2件

意見聴取の回数

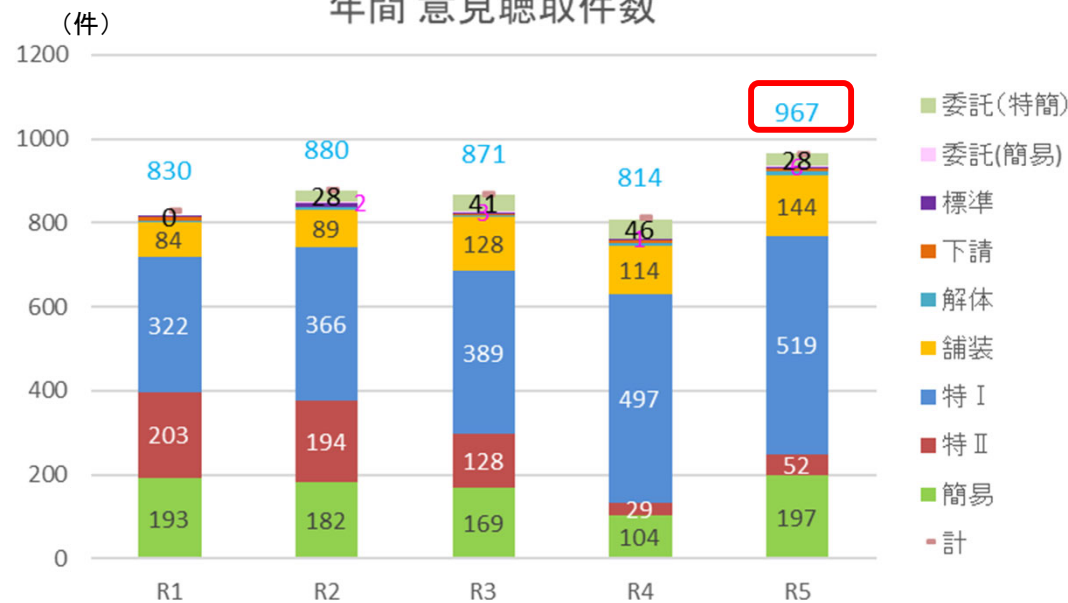
令和5年度

計**43回**の意見聴取を実施した。(R4は44回)

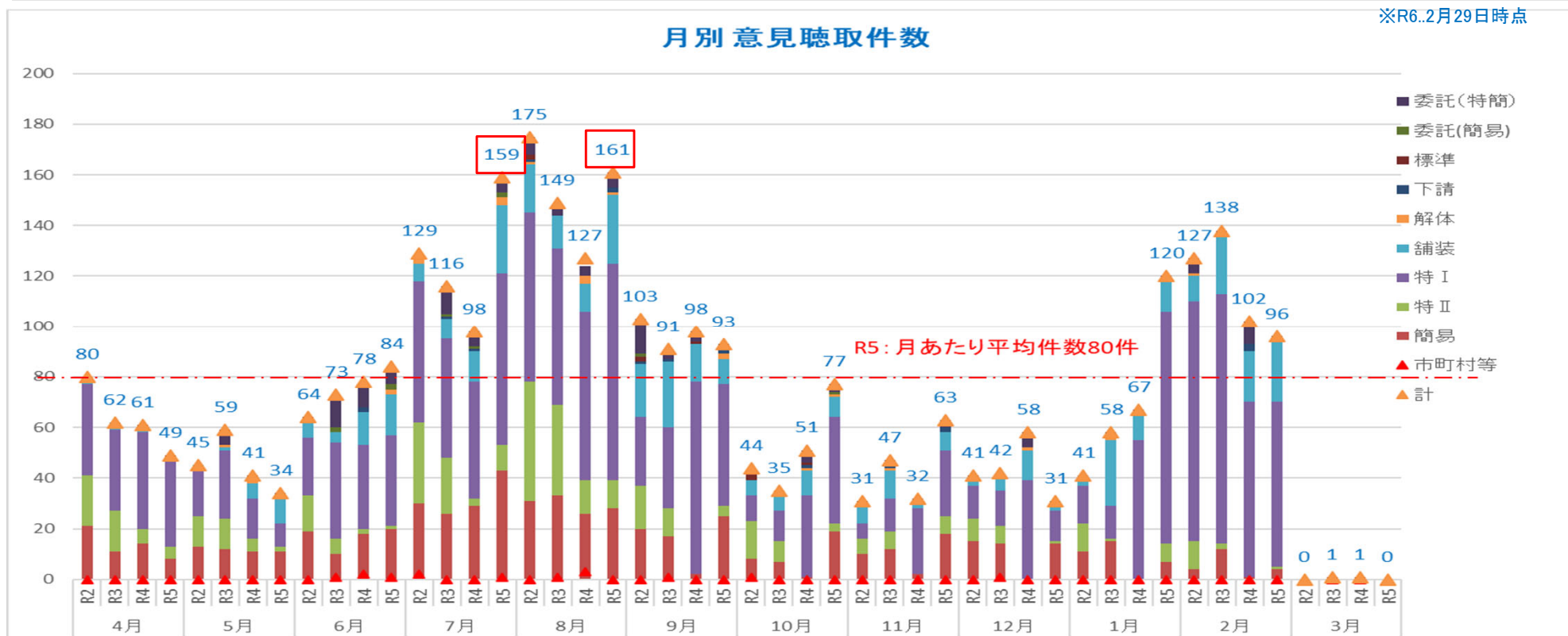
意見聴取の回数(実施班数)



年間意見聴取件数



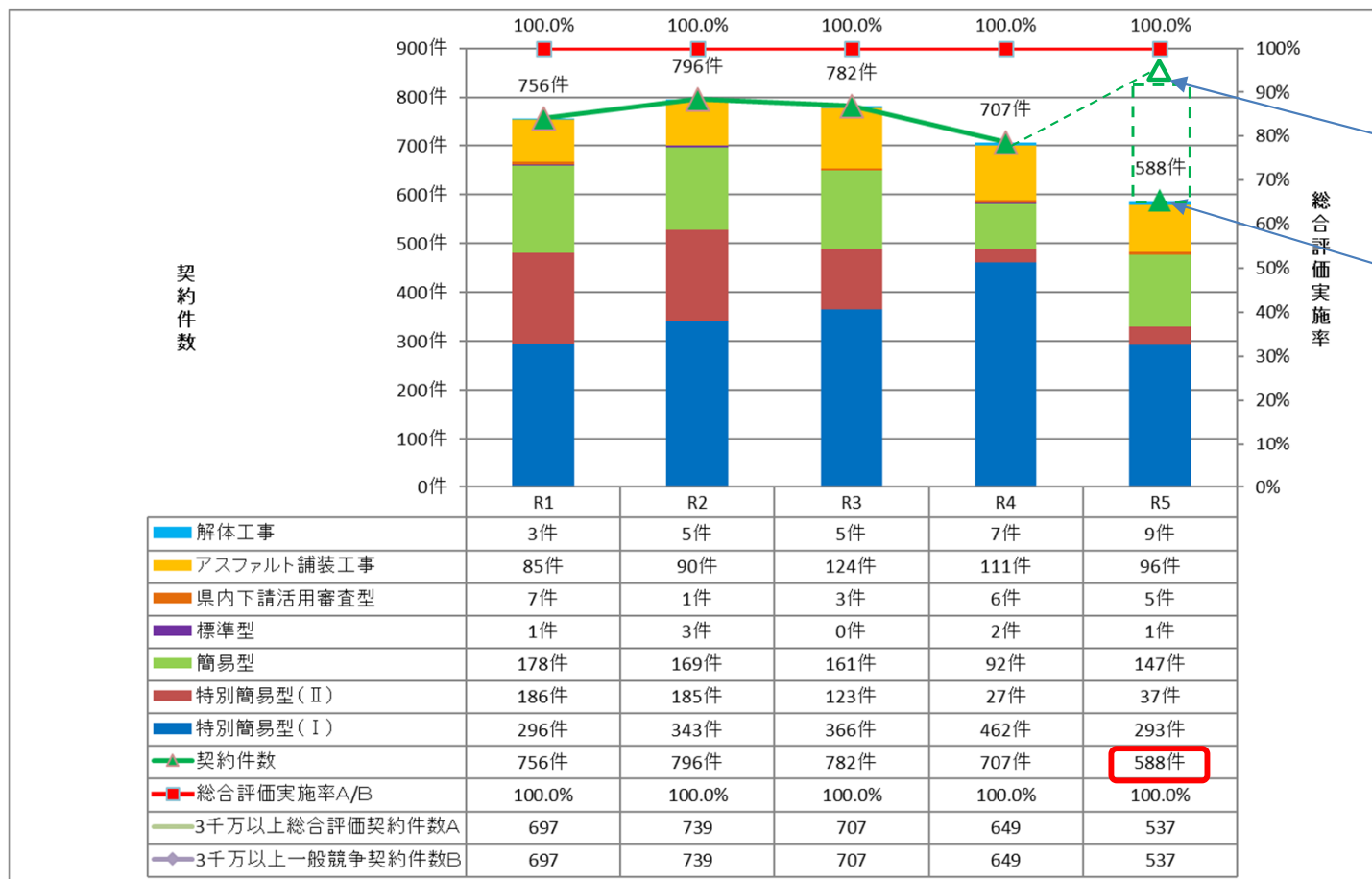
1. 意見聴取件数のピークは8月(161件)。次いで7月(159件)
⇒昨年度は、8月がピーク(127件)、次いで2月(102件)
2. 2班体制(2人×2班=4人)での意見聴取を4回実施。(昨年度は2回実施)
3. 去年に比べ、1年にわたり、意見聴取が分散している。



意見聴取件数が多い場合の対応

- ・「技術提案」を求める標準型、及び「施工計画」を求める簡易型については、今まで通りの説明とする。
- ・特別簡易型（Ⅰ）、特別簡易型（Ⅱ）の意見聴取の説明は、標準的な評価項目以外を選択している場合のみ説明し、工事内容等は代表箇所のみ説明を行う。
- ・標準型及び簡易型で2時間（概ね12件）を超えることが予想される場合は、2班に分けて意見聴取する。2班が困難な場合は別の日を設定する。

- 3千万円以上の工事は原則総合評価落札方式としている。
- 3千万円以上の一般競争入札の工事に占める総合評価の割合は**100%**
 ※ アスファルト舗装工事、解体工事（施工体制評価型）についても、1千万以上の一般競争入札の工事に占める総合評価の割合も **100%**)
 ⇒昨年度同時期と比較して、R5年度の契約件数は61件増加している。(R4年度:527件)



R6.3月末
契約件数860件の見込み

※R5年度は中間値
4月～12月末までの
契約件数 588件

※R6年1月4日時点

※ここでの総合評価適用率は3千万円以上の一般競争入札に占める割合。

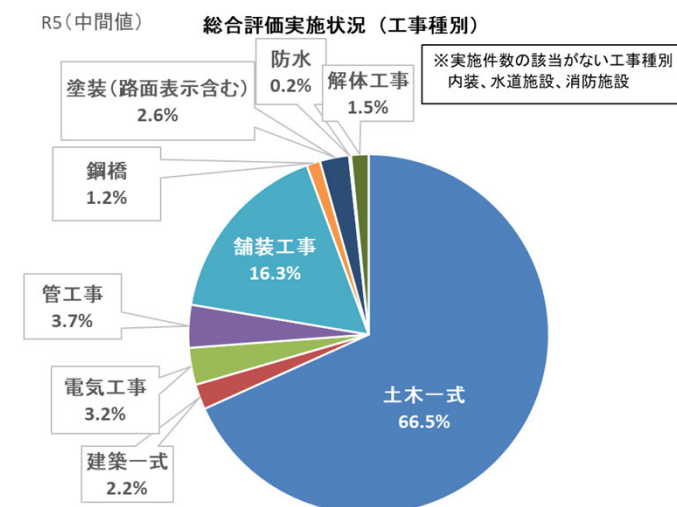
※警察は除く。

総合評価の実施状況(工種別契約件数):中間報告

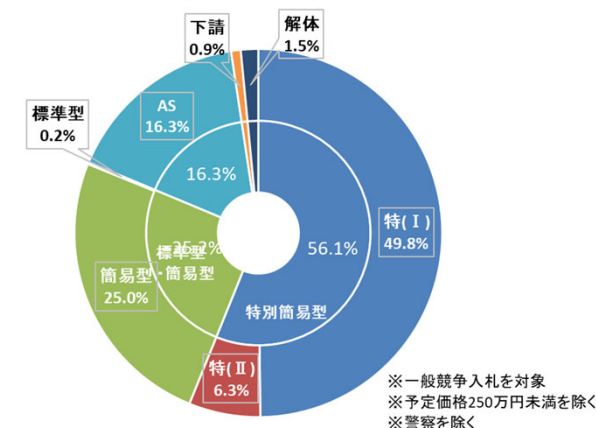


1. タイプ別では、特別簡易型(Ⅰ)が約50%、簡易型が約25%
2. 工事種別では、土木一式が多く、391件/全588件(約67%)
⇒昨年度同時期と比較して、特別簡易型(Ⅰ)が約17%減少、簡易型が約8%増加、土木一式は26件増加したが、割合は2%減少

工事種別	R5(中間値)							件数	
	特(Ⅰ)	特(Ⅱ)	簡易型	標準型	AS	下請	解体	合計	割合
土木一式	254	30	106	1	0	0	0	391	66.5%
建築一式	3	0	10	0	0	0	0	13	2.2%
とび・土工・コンクリート工事	3	0	0	0	0	0	0	3	0.5%
電気工事	8	2	8	0	0	1	0	19	3.2%
管工事	7	4	11	0	0	0	0	22	3.7%
舗装工事	0	0	0	0	96	0	0	96	16.3%
鋼橋	1	0	6	0	0	0	0	7	1.2%
塗装(路面表示含む)	9	0	6	0	0	0	0	15	2.6%
防水	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2%
内装	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
機械器具設置	1	0	0	0	0	3	0	4	0.7%
電気通信	3	1	0	0	0	1	0	5	0.9%
造園	2	0	0	0	0	0	0	2	0.3%
さく井	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2%
水道施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
消防施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
解体工事	0	0	0	0	0	0	9	9	1.5%
合計(件数)	293	37	147	1	96	5	9	588	100%
割合	49.8%	6.3%	25.0%	0.2%	16.3%	0.9%	1.5%	100%	
	56.1%		25.2%		16.3%	0.9%	1.5%		



R5(中間値) 総合評価実施状況(タイプ別)

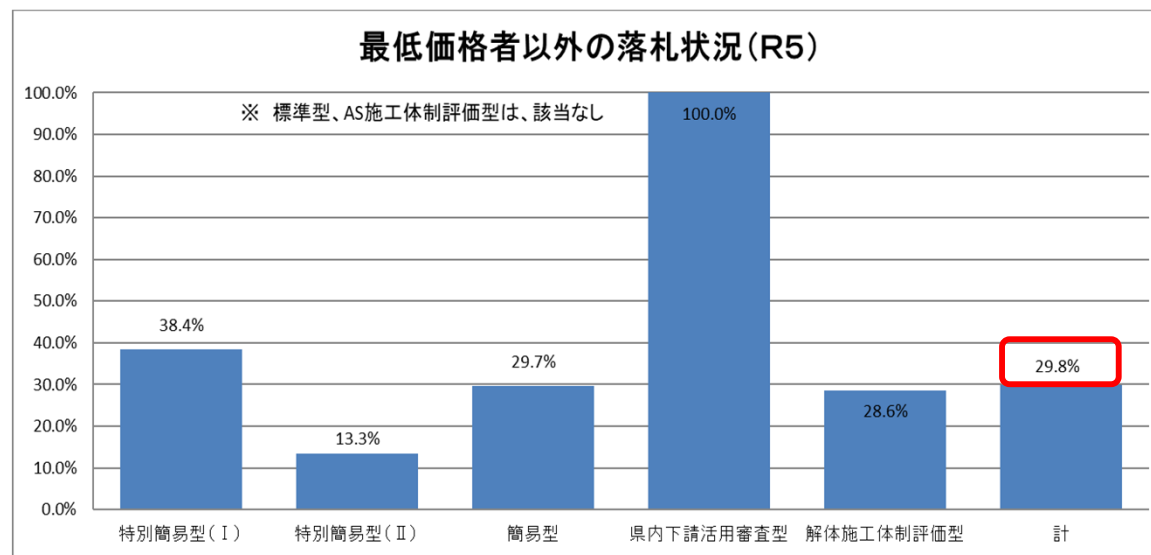


※R6年1月4日時点
※警察は除く。

1. 総合評価落札方式の全発注件数のうち**29.8%**で最低価格者以外が落札。(1者入札を除く)
 2. 県内下請活用審査型で最低価格者以外が落札する割合が**100%**。
- ⇒ 昨年度同時期と比較して、7.2%増加して、**50件**。

落札者の状況(最低価格者以外が落札した割合)

	R5年度		
	対象件数	最低価格者以外の落札	左記の割合
特別簡易型 (I)	86件	33件	38.4%
特別簡易型 (II)	15件	2件	13.3%
簡易型	37件	11件	29.7%
AS施工体制評価型	21件	0件	0.0%
県内下請活用審査型	2件	2件	100.0%
解体施工体制評価型	7件	2件	28.6%
計	168件	50件	29.8%



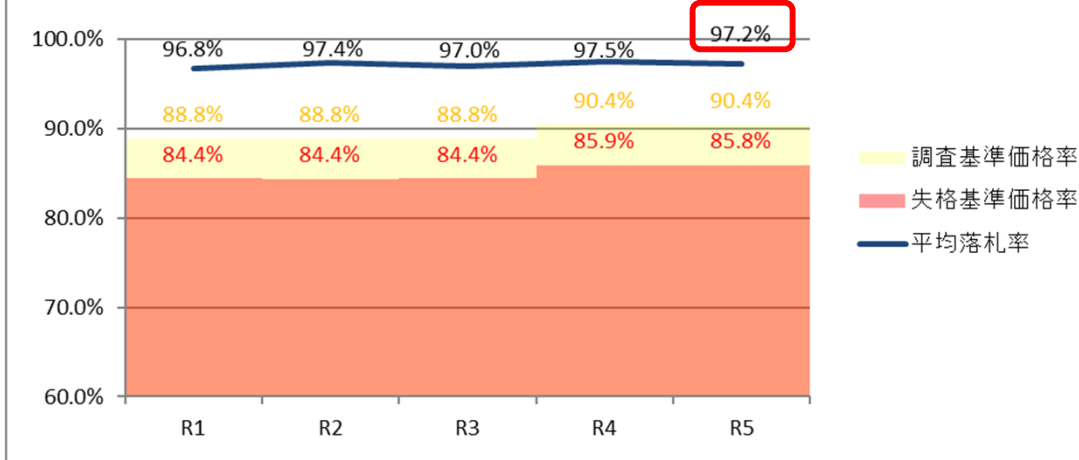
※R5年度は中間値 (R6年1月4日時点)
 ※警察は除く。

(参考)R4年度 対象件数205件、最低価格者以外の落札46件(22.4%)

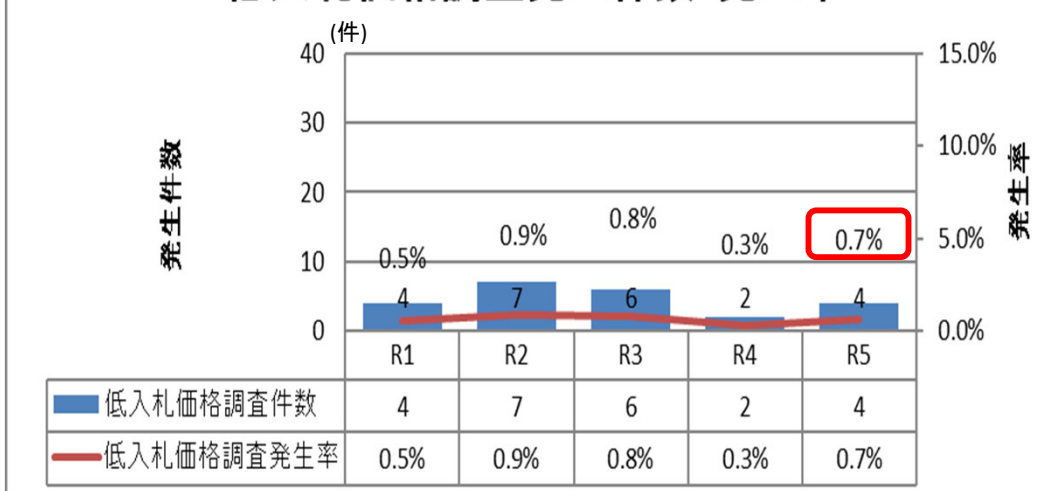
※R5年度の契約件数は588件。
 ⇒2者以上入札した件数の割合は
29%(=168件/588件)

1. 総合評価落札方式の平均落札率は令和元年度以降、96%～97%を推移。R5年度は**97.2%**
2. 低入札価格調査の発生率は、令和5年度は**0.7%**となっている。

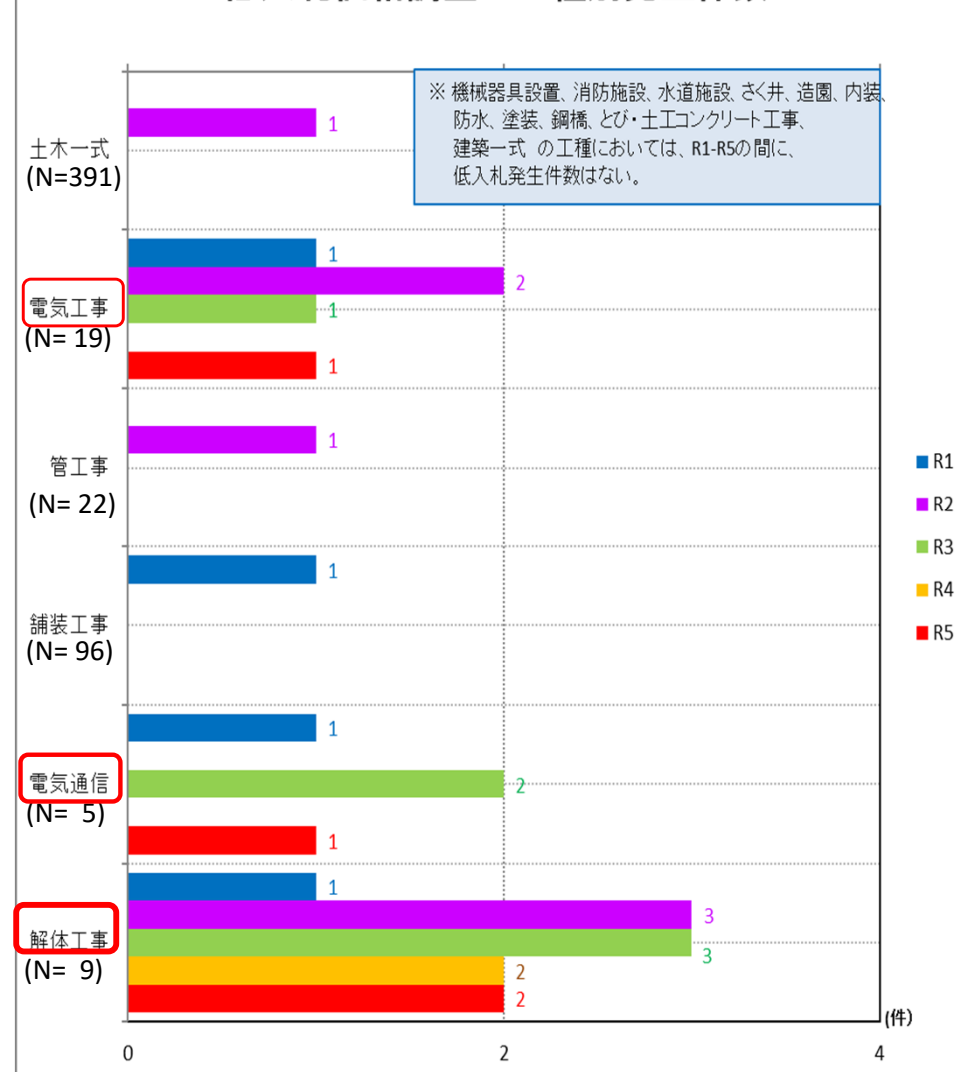
総合評価落札率



低入札価格調査発生件数・発生率

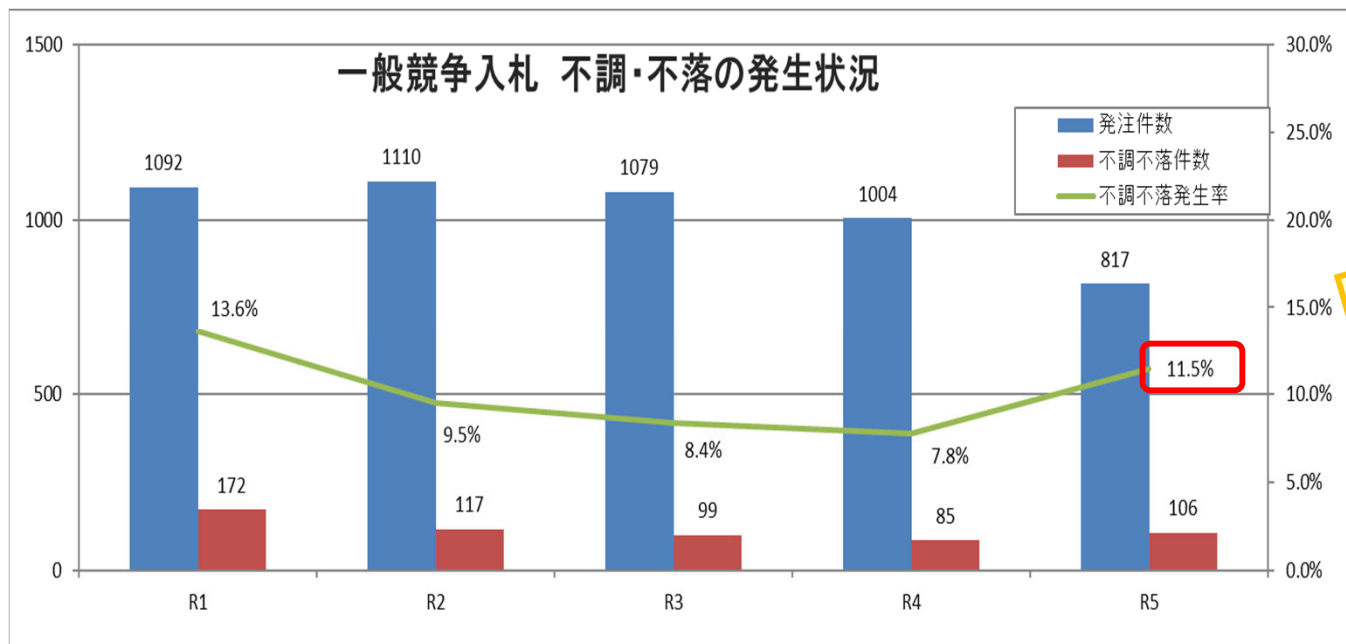


低入札価格調査の工種別発生件数

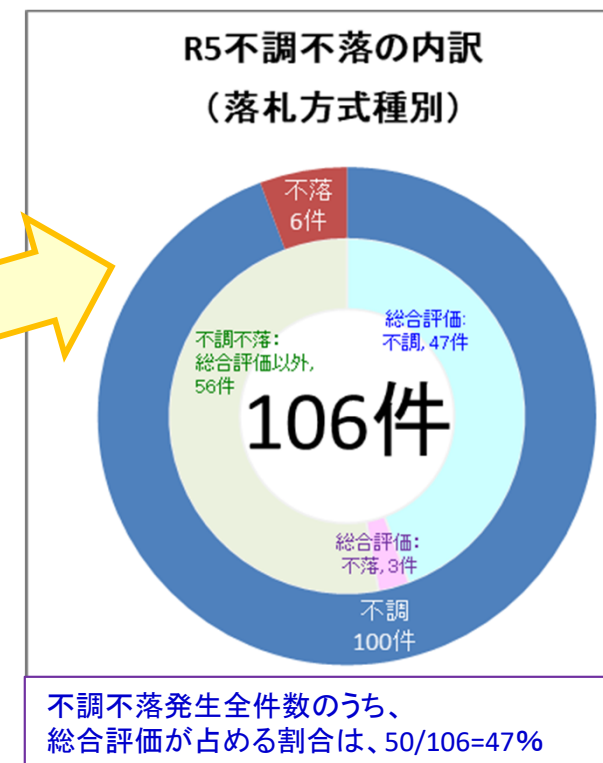


※R5年度は中間値 (R6年1月4日時点)
 ※警察は除く。

不調・不落の発生率は、R1年度から減少傾向にあるが、R5年度は12月末時点で増加し、**11.5%**



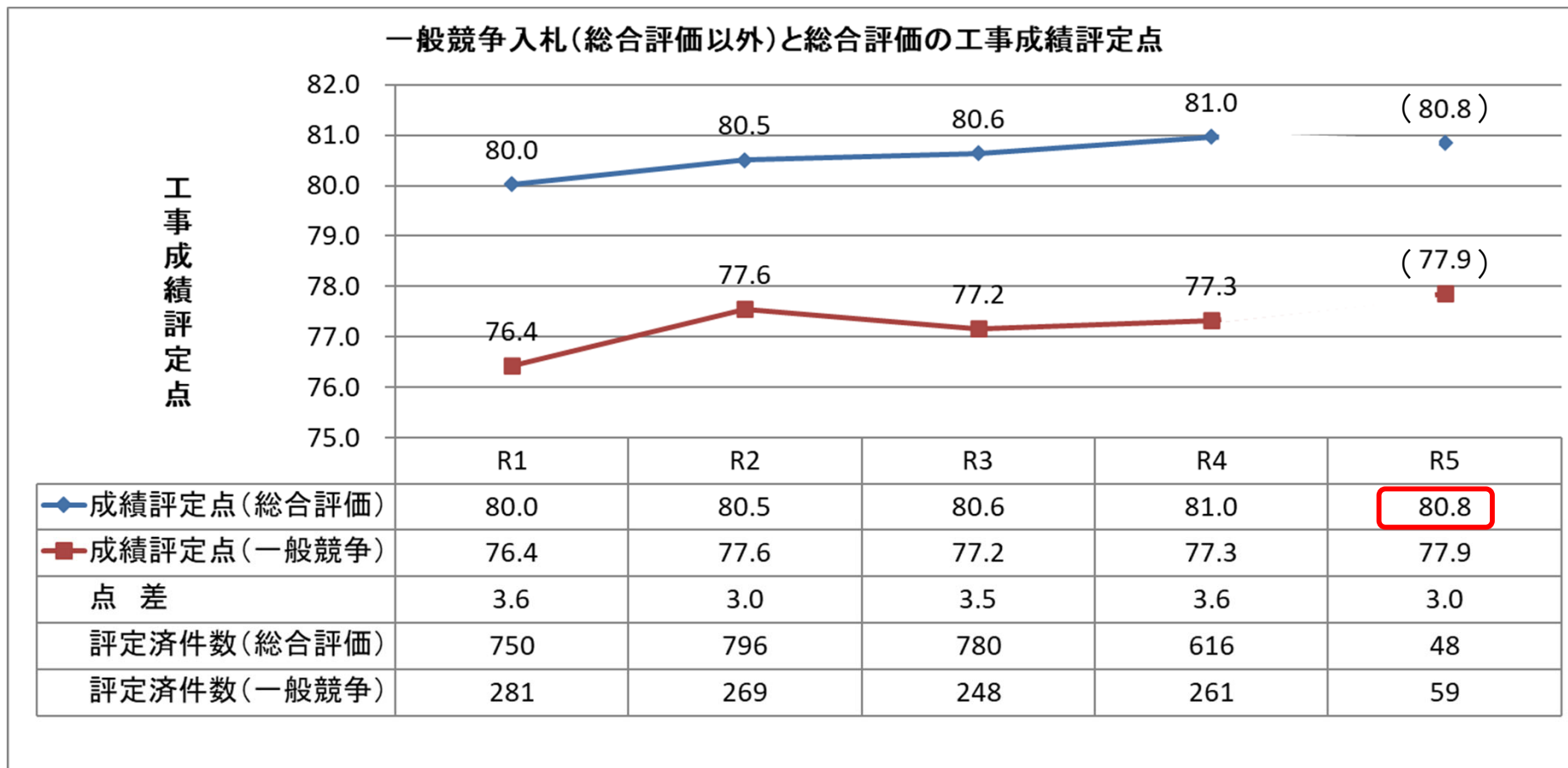
※R5年度は中間値
 ※警察は除く。
 ※公共4部局を対象



契約件数 (R6年1月4日時点)

総合評価 N=588
 一般競争 N=229

総合評価の工事成績評定点は、現在のところ80.8点と昨年とほぼ同じ水準



- ・ 警察は除く。
- ・ 評定は契約額5百万円以上
- ・ 一般競争入札は、総合評価を除く、事後審査型のみの件数
- ・ 令和5年度の工事は施工中が全体約87% (うち、総合評価92%、一般競争72%)
- ・ 令和5年度の工事評定実施率は、全体約13% (うち、総合評価8%、一般競争28%)

R6年1月4日時点

技能者の登録の評価試行状況について: 中間報告



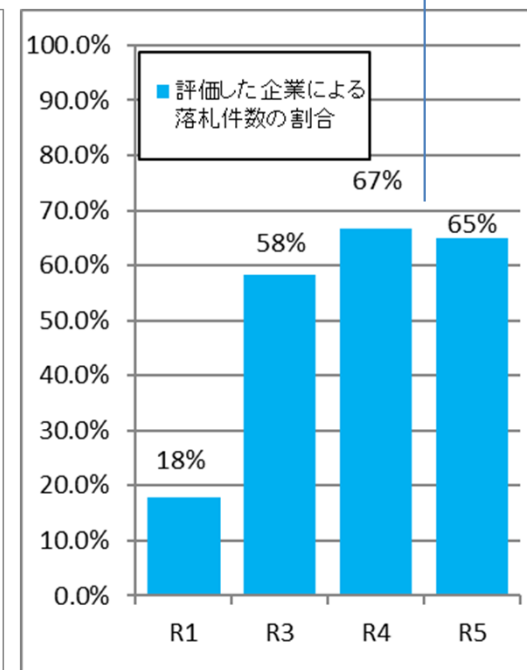
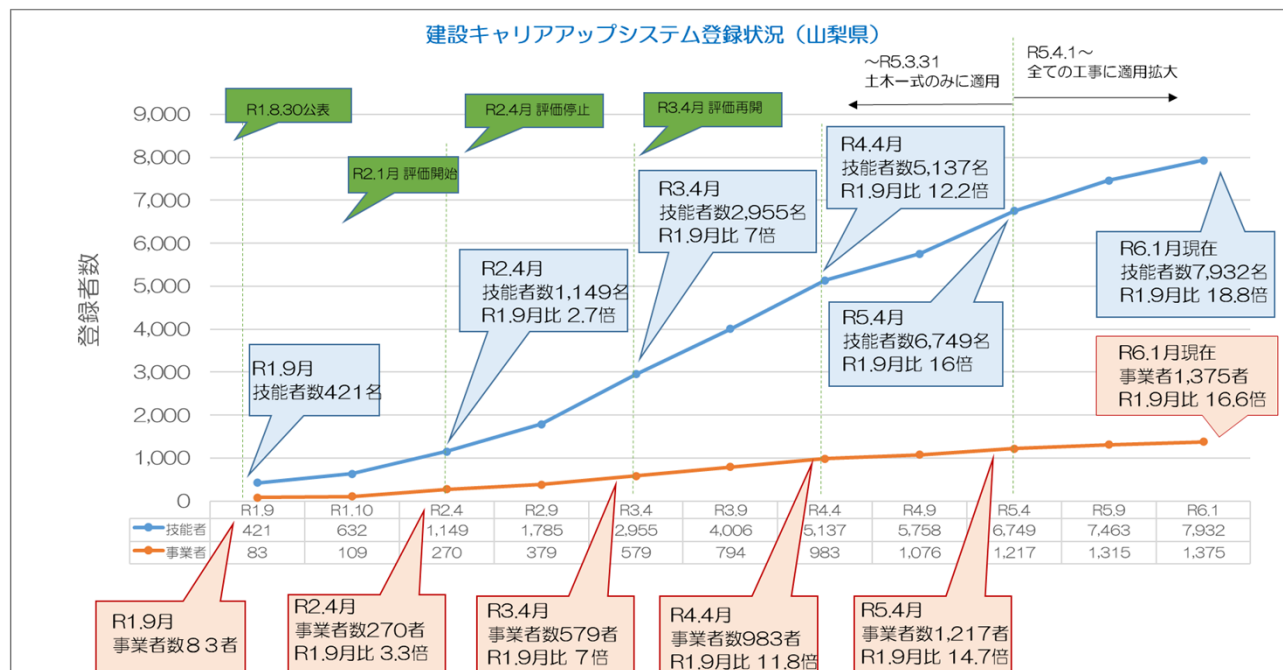
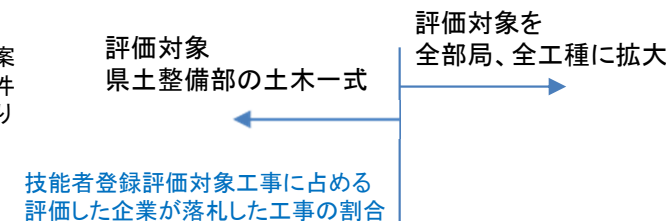
- 令和5年度は、評価対象工事589件のうち評価した企業による落札件数は、382件(65%)。
- 技能者登録評価公表(R1.8.30)後に建設キャリアアップシステムの登録数が、技能者は約19倍、事業者は約17倍に増加。(対R1.9月比)

技能者の登録評価対象工事件数の推移

契約年度	評価対象工事件数	入札参加者数	評価した企業数		評価した企業による落札件数	
	a		c	c/b	d	d/a
R1	112件	161者	23者	14%	20件	18%
評価停止 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響						
R3	293件	422者	235者	56%	171件	58%
R4	291件	392者	256者	65%	194件	67%
R5	589件	846者	491者	58%	382件	65%

※R5年度は中間値 (R6年1月4日時点)
※警察は除く。

※R5年度の評価対象工事件数は、契約後解約が1件あったため、契約件数より1件多くなっている。



- 令和元年10月: 「企業の取組」としての評価項目に建設キャリアアップシステムによる「技能者の登録」を追加。
- 令和2年1月に降に公告される県土整備部の土木一式工事を対象に評価(2点の加点評価)を実施。
- 令和2年4月13日以降に公告する対象工事から評価停止。(新型コロナウイルス感染拡大による影響により、当面の間、評価対象外とした。)(暫定措置)
- 令和3年4月1日: 評価再開。
- 令和5年4月1日: 評価対象を全部局、全工種に拡大

1. CPD(継続教育)実績取り組み状況を加点評価した企業が落札した割合は、**30%**。
2. 令和5年4月から、証明期間の一部が含まれている期間を「公告日から過去二年以内」と一年短縮したが、評価した企業による落札件数の割合は、変わらない。

CPD取組状況の推移

契約年度	評価対象とした工事件数	入札参加者数		評価した企業数		評価した企業による落札件数	
		b	b/a	c	c/b	d	d/a
R3	300件	429者	1.43	116者	27%	98件	33%
R4	131件	178者	1.36	52者	29%	43件	33%
R5	199件	279者	1.40	68者	24%	59件	30%

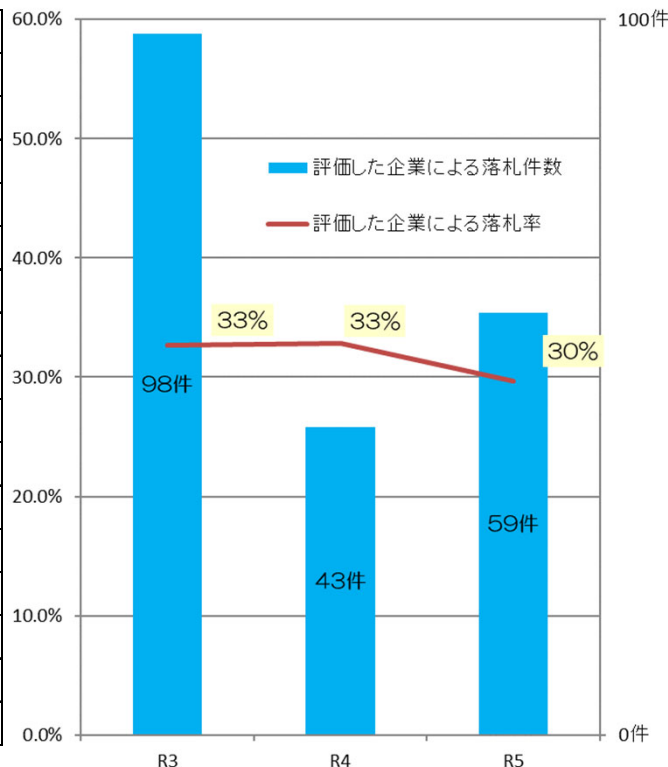
※R5年度は中間値
(R6年1月4日時点)

総合評価の種類別の評価の割合

※警察は除く。

落札者に占めるCPD取組状況企業の割合

		R3	R4	R5
評価 対象工事 申請割合	特別簡易型(Ⅰ)			
	特別簡易型(Ⅱ)	19%	30%	32%
	簡易型	34%	34%	23%
	標準型		0%	100%
	AS施工体制評価型	33%		
	県内下請活用審査型	67%	14%	40%
	解体施工体制評価型	0%	0%	0%
計	27%	29%	24%	
評価 対象工事 落札 割合	特別簡易型(Ⅰ)			
	特別簡易型(Ⅱ)	21%	33%	41%
	簡易型	42%	37%	27%
	標準型		0%	100%
	AS施工体制評価型	38%		
	県内下請活用審査型	67%	0%	60%
	解体施工体制評価型	0%	0%	0%
計	33%	33%	30%	



- ・平成20年より、配置予定技術者の評価項目として、新設。
(継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」の証明がある場合に評価。)
- ・令和元年10月1日以降に公告する対象工事において、証明期間の一部が含まれている期間を「公告日から過去一年以内」と定めた。
- ・令和2年5月1日以降に公告する対象工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、証明期間の一部が含まれている期間を「公告日から過去二年以内」に延長した。
- ・令和3年4月1日以降に公告する対象工事において、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大の影響により、証明期間の一部が含まれている期間を「公告日から過去三年以内」に延長した。
- ・令和5年4月1日以降に公告する対象工事において、継続教育の実施が回復してきたことから、証明期間を一年短縮し、「公告日から過去二年以内」とした。

土木一式及び舗装工事において、災害協定締結が評価され、落札した割合は**92.4%**であり、うち2点評価され、落札した割合は**90.5%**、また1点評価され、落札した割合は**1.9%**

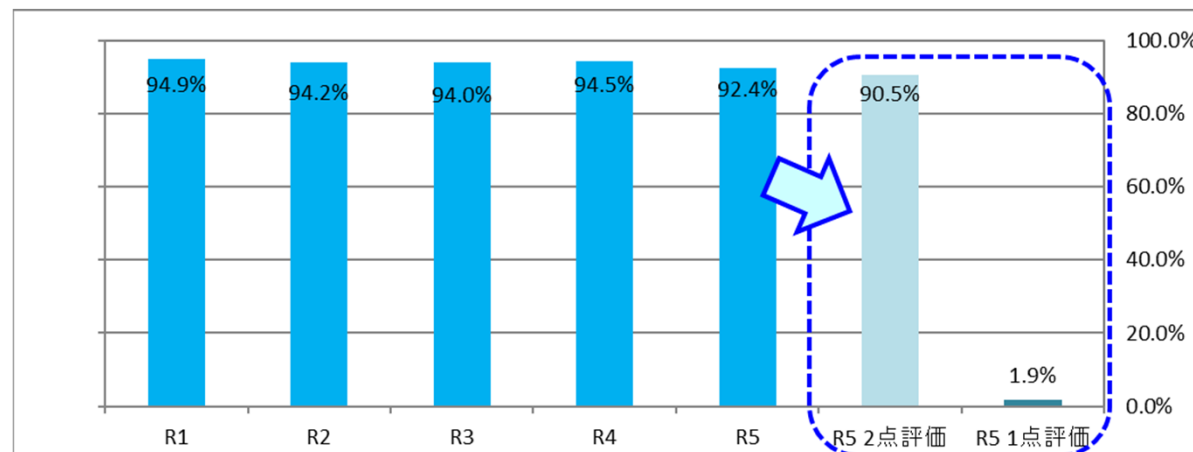
災害協定締結の評価状況(土木一式工事及び舗装工事)

契約年度	災害協定締結を評価対象とした工事件数	入札参加者数		災害協定締結を評価した企業数		災害協定締結を評価した企業による落札件数	
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/a
R1	627件	961者	1.5	902者	93.9%	595件	94.9%
R2	669件	926者	1.4	858者	92.7%	630件	94.2%
R3	620件	868者	1.4	795者	91.6%	583件	94.0%
R4	595件	788者	1.3	718者	91.1%	562件	94.5%
R5	485件	618者	1.3	542者	87.7%	448件	92.4%
R5 2点評価	485件	618者		533者	86.2%	439件	90.5%
R5 1点評価	485件	618者		9者	1.5%	9件	1.9%
	2996件	4161者	1.4	3815者	91.7%	2818件	94.1%

※R5年度は中間値
(R6年1月4日時点)
※警察は除く。

・H21.4.1～ 総合評価設定当初
【地域貢献度】を評価する項目の一つとし、「災害協定等の締結」を評価点1点として設定
・H22.4.1.～
「災害協定等の締結」を評価点2点に変更
・R5.4.1～
「地域の守り手」として災害時等に最前線で機動的かつ迅速に対応する「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を高く評価し、土木一式工事及び舗装工事において評価基準を見直した。

災害協定締結が加点された企業が落札した割合(土木一式工事及び舗装工事)



【土木一式工事、舗装工事】

評価基準	配点
①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社) 山梨県建設業協会) の締結あり	2
②上記以外の協定の締結あり	1
③対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0

【土木一式工事、舗装工事以外】

評価基準	配点
協定の締結あり	2
協定の締結なし	0

ICT施工技術の活用 (令和5年4月1日新設)



- ICT施工技術の活用を宣誓することを評価された企業数は入札参加者数の**17%**。
- ICT施工技術の活用を宣誓した企業が落札した割合は、**16%**。⇒宣誓した企業が落札した件数の割合は**76%**と高い。

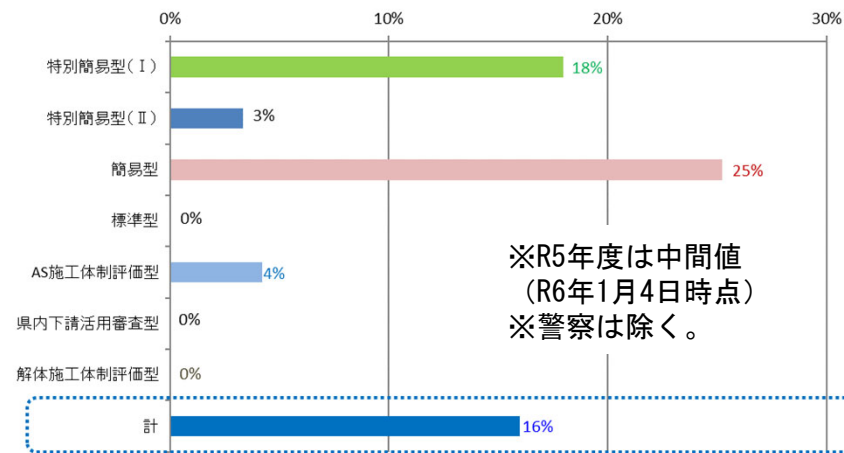
ICT活用工事件数

契約年度	ICT施工技術の活用の宣誓を評価対象とした工事件数	入札参加者数		bのうち、ICT施工技術の活用を宣誓した数		Cのうち、重複企業数	ICT施工技術の活用の宣誓を評価した件数	ICT施工技術の活用を宣誓した企業が落札した件数		ICT施工技術の活用を宣誓した企業が落札した割合
		a	b	b/a	c			c/b	d	
R5	501件	659者	1.32	115者	17%	10者	105件	80件	16%	76%

総合評価種類別の評価割合

項目	総合評価の種類	R5
入札参加者に占める 加点評価した 企業の割合	特別簡易型 (I)	20%
	特別簡易型 (II)	7%
	簡易型	27%
	標準型	
	AS施工体制評価型	3%
	県内下請活用審査型	0%
	解体施工体制評価型	0%
	計	17%
加点評価した企業が 落札した割合	特別簡易型 (I)	18%
	特別簡易型 (II)	3%
	簡易型	25%
	標準型	
	AS施工体制評価型	4%
	県内下請活用審査型	0%
	解体施工体制評価型	0%
	計	16%

ICT施工技術の活用を宣誓した企業が落札した件数の割合



ICT施工技術活用工事
(一般競争入札件数)
R4 → 75件
R5 → 58件
(R5.11月末現在)

山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 令和2年4月1日 (評価項目新設)
 - 建設業の担い手対策を推進することを目的とし、働き方改革や生産性向上の取り組みの1つとして、ICT施工技術の実績がある企業を評価。
 - 「企業の取組」としての評価項目に「ICT施工技術の実績」を追加。
 - 【評価対象】 県全部局で予定価格1億円以上の受注者希望型工事
 - 【評価方法】 公告日時点で山梨県のホームページに公表する直近過去2年以内のICT施工技術適用工事一覧に掲載された企業を評価する。(1点加点)
- 令和3年4月1日改定 (評価方法の変更)
 - 【評価対象】 県全部局で予定価格1億円以上の受注者希望型工事
 - 【評価方法】 公告日に応じた対象期間(過去2年間)に完成検査済の県発注工事でICT施工技術を1以上活用した施工実績のある企業を評価。(1点加点)
- 令和5年4月1日: 実績評価を廃止 (評価項目の新設)
 - ICT施工技術の更なる普及を図ることを目的に、過去2年間の工事実績を評価する方法を廃止し、ICT施工技術の活用を宣誓した企業を評価する方法に変更。
 - 「企業の技術力」としての評価項目に「ICT施工技術の活用」を追加。
 - 【評価対象】 県全部局における受注者希望型工事
 - 【評価方法】 山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、発注者が指定する施工プロセスにおいて、ICT施工技術の適用を宣誓した企業を評価。(1点加点)

週休2日制の適用(令和5年4月1日新設)



- 週休2日制適用工事の実施を宣誓することを評価された企業数は入札参加者数の**78%**。
- 週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業が落札した割合は、**84%**。⇒宣誓した企業が落札した件数の割合は、**86%**と高い。

週休2日制度適用工事の評価状況

契約年度	週休2日制度適用の宣誓を評価対象とした工事件数		入札参加者数		bのうち、週休2日制度適用を宣誓した数		Cのうち、重複企業数	週休2日制度適用の宣誓を評価した件数	週休2日制度適用を宣誓した企業が落札した件数		週休2日制度適用を宣誓した企業が落札した割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	e=c-d	f	f/a	f/e	
R5	219件	335者	1.5	261者	78%	46者	215件	184件	84%	86%	

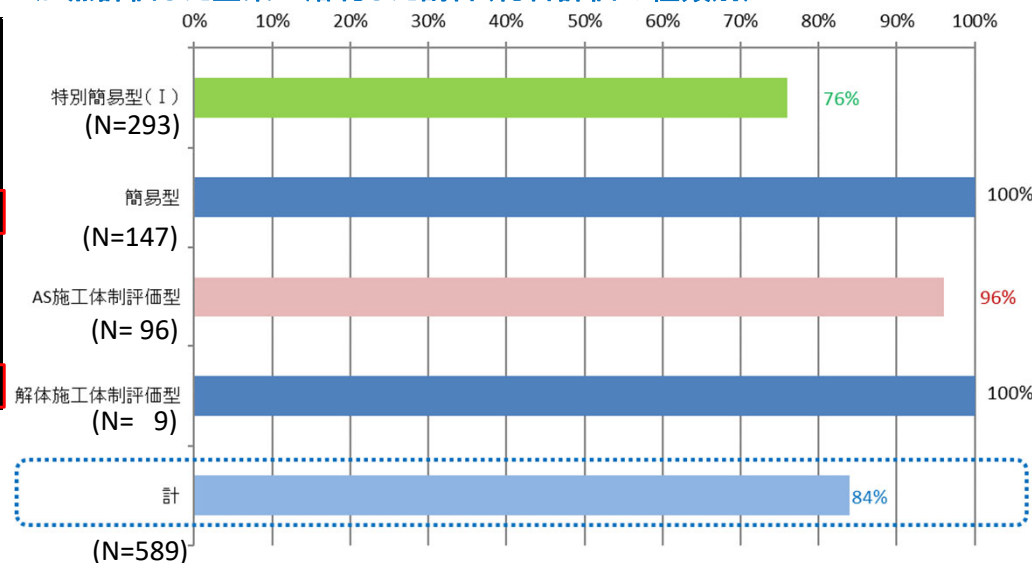
※R5年度は中間値
(R6年1月4日時点)
※警察は除く。

総合評価の種類別の評価割合

項目	総合評価の種類	R5
入札参加者に占める 加点評価した 企業の割合	特別簡易型 (I)	70%
	簡易型	100%
	AS施工体制評価型	91%
	解体施工体制評価型	100%
	計	78%
加点評価した企業が 落札した割合	特別簡易型 (I)	76%
	簡易型	100%
	AS施工体制評価型	96%
	解体施工体制評価型	100%
	計	84%

※特別簡易型(II)、標準型、県内下請活用審査型は該当なし

加点評価した企業が落札した割合(総合評価の種類別)



令和2年4月1日 評価項目新設

→建設業の担い手対策を推進することを目的とし、働き方改革や生産性向上の取り組みの1つとして、週休2日制度適用工事の実績がある企業を評価。

「企業の取組」としての評価項目に「週休2日制度適用工事の実績の評価」を追加。

【評価対象】県全部局で特別簡易型 (I) を除く受注者希望型工事

【評価方法】公告日時点で山梨県のホームページに公表する直近過1年以内の週休2日制度適用工事一覧に掲載された企業を評価。(1点加点)

令和3年4月1日改定(評価対象の拡大)

【評価対象】県全部局で特別簡易型 (I) を含む全て受注者希望型工事

【評価方法】公告日に応じた過去1年間に県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価。(1点加点)

令和5年4月1日:実績評価を廃止(評価項目の新設)

→週休2日制の更なる普及を図ることを目的に、過去1年間の週休2日制モデル工事の実績を評価する方法を廃止し、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価。

「企業の取組」としての評価項目に「週休2日制の適用」を追加。

【評価対象】予定価格5千万円未満の受注者希望型工事のみ対象。

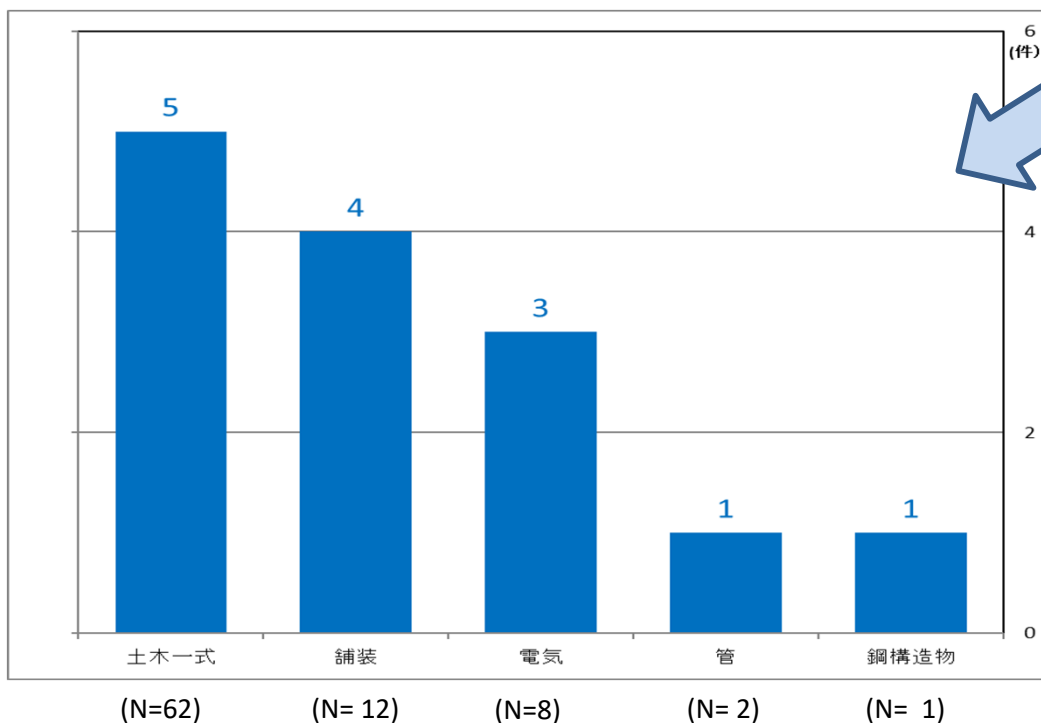
【評価方法】週休2日制(4週8休以上工事現場を閉所)の適用を宣誓した企業を評価。(1点加点)

1. 新規雇用実績を加点評価した企業が落札した割合は、16%。
2. 加点評価した企業が落札した件数の割合は、78%。
3. 落札した工種は、土木一式で5件と最多。

新規雇用実績評価対象工事件数

契約年度	新規雇用実績を 評価対象とした工事件数	入札参加者数		bのうち、 新規雇用実績を評価した数		cのうち、 重複企業数	新規雇用実績を 評価した件数	新規雇用実績を 評価した企業が落札した件数		新規雇用実績を 評価した企業が 落札した割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	e=c-d	f	f/a	f/e
R5	86件	113者	1.3	21者	19%	3者	18件	14件	16%	78%

新規雇用実績が 評価された落札工事(工種別)



※R5年度
(R6年1月4日時点)
※警察は除く。

・R5.10.1～ 建設業の担い手確保を
推進する目的で評価項目を新設

※ 新規雇用実績を評価対象としたが、
評価されなかった工種: 建築(N=1)

【評価内容】

学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が入札参加の申し込みを行った日以前
2ヶ年超5ヶ年未満の者の雇用実績を評価(技術者に限定しない)(評価点 1点)

土木一式工事における本店所在地について、「工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する」企業が落札した割合は、**84%**。

本店所在地の工事評価状況

※R5年度は中間値 (R6年1月4日時点)
※警察は除く。

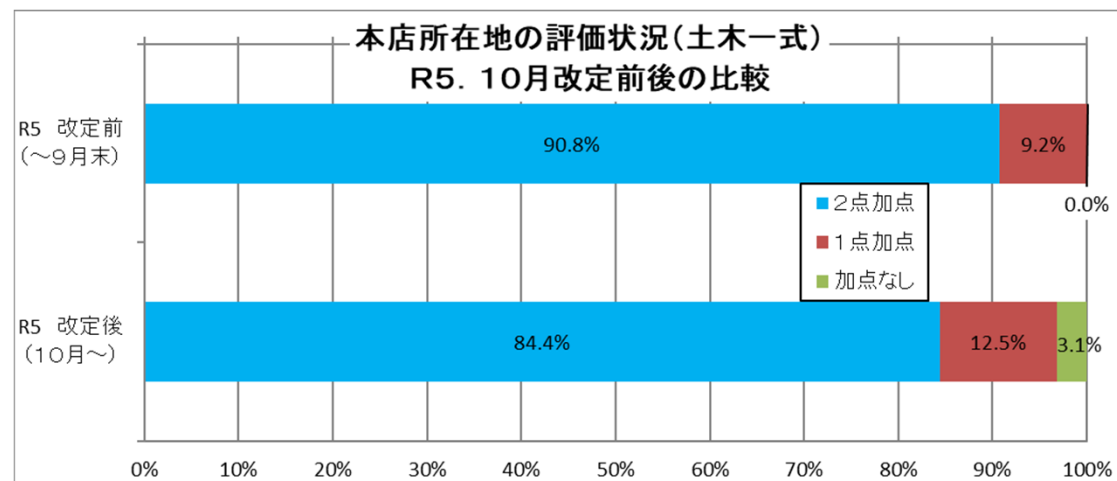
契約年度	本店所在地が評価対象となる工事件数	入札参加者数に対する								落札者数に対する						
		入札参加者数			2点加点		1点加点		加点なし		2点加点		1点加点		加点なし	
		a	b	b/a	c	c/b %	d	d/b %	A=b-c-d	A/b %	e	e/a %	f	f/a %	B=a-e-f	b/a %
R5 ~9月末	325件	425者	1.3	368者	86.6%	57者	13.4%	0者	0.0%	295者	90.8%	30件	9.2%	0者	0.0%	
R5 10月~	64件	78者	1.2	64者	82.1%	12者	15.4%	2者	2.6%	54者	84.4%	8件	12.5%	2者	3.1%	
計	389件	503者	1.3	432者	85.9%	69者	13.7%	2者	0.4%	349者	89.7%	38件	9.8%	2者	0.5%	

改定前

評価基準	評価点
工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2
工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1
その他	0

改定後

評価基準	評価点
工事箇所と同一の 建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2
工事箇所と同一の 建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1
その他	0



・本評価項目は、地域精通度として評価項目に設定していることから、土木一式において、建設事務所管内を支所も単独に細分化した評価基準に見直し、地域に根ざした企業をより高く評価するため、本店所在地の評価基準を建設事務所4エリアとしていたが、建設事務所及び支所単独の7エリアと改定した。

(参考) 余裕期間制度の試行状況



1. 令和5年度は総合評価落札方式の工事588件のうち 256件で余裕期間制度を試行
2. 不調不落発生率について、余裕期間制度を適用有(4.3%)のほうが、適用無(11.5%)の工事よりも低い(不調不落が少ない)
3. 工事成績評定点(工事品質)について、余裕期間制度を適用有(81.6点)のほうが、適用無(80.2点)の工事よりも1.4点高い

◆余裕期間制度の方式別適用件数(割合)

項目	総合評価の種類	総合評価の種類		
		R3	R4	R5
総合評価の適用契約件数 [件]	特Ⅰ	482	576	390
	特Ⅱ	130	27	37
	簡易型	170	102	160
	標準型	0	2	1
	総合評価計	782	707	588
余裕期間適用件数 [件]	特Ⅰ	97	274	165
	特Ⅱ	1	12	18
	簡易型	67	31	73
	標準型	0	0	0
	総合評価計	165	317	256
余裕期間適用割合 [%]	特Ⅰ	20%	48%	42%
	特Ⅱ	1%	44%	49%
	簡易型	39%	30%	46%
	標準型	0%	0%	0%
	総合評価計	21%	45%	44%

◆余裕期間制度の目的

受注者の円滑な工事施工体制の整備を図るため、建設資材、労働者等の確保を計画的に準備するための期間を設定。(発注・施工時期等の平準化を目的)

◆余裕期間の設定

契約ごとに、60日以内で余裕期間を発注者が設定。工事の始期を発注者が指定、または、受注者が選択する。

◆適用工事

平成31年度県土整備部において、1億円以上の工事では試行開始。
令和2年度全部局において、簡易型(総合評価)の工事では試行を拡大。
令和4年度より、全部局において、一般競争入札の工事では試行を拡大。

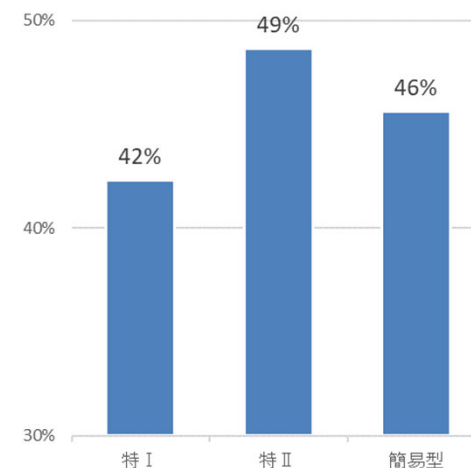
◆対象外工事

災害復旧等緊急を要する工事等

◆余裕期間制度の適用の有無と不調不落発生率、工事成績評定点(品質)の関係

項目	総合評価の種類	R3			R4			R5		
		余裕期間の適用の有無			余裕期間の適用の有無			余裕期間の適用の有無		
		適用無	適用有	全体	適用無	適用有	全体	適用無	適用有	全体
応札者数(平均値)	特Ⅰ	1.7	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4
	特Ⅱ	1.3	3.0	1.3	1.3	1.7	1.5	1.5	1.6	1.5
	簡易型	1.5	1.4	1.5	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4
	標準型	-	-	-	1.0	-	1.0	1.0	-	1.0
	総合評価計	1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
不調・不落発生率 [%]	特Ⅰ	7.5%	5.2%	7.1%	7.6%	4.8%	5.6%	9.8%	8.5%	8.2%
	特Ⅱ	7.8%	0.0%	7.7%	6.7%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	簡易型	10.7%	4.5%	8.2%	14.1%	0.0%	9.8%	18.4%	1.4%	10.6%
	標準型	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総合評価計	8.1%	4.9%	7.4%	8.7%	2.8%	6.1%	11.5%	4.3%	8.3%
工事成績評定点(平均点) [点]	特Ⅰ	80.1	81.4	80.4	80.5	81.2	80.8	80.7	81.6	81.1
	特Ⅱ	80.7	80.0	80.7	82.5	83.5	82.9	77.2	-	77.2
	簡易型	80.6	82.5	81.4	81.4	81.4	81.4	77.6	-	77.6
	標準型	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総合評価計	80.3	81.8	80.6	80.7	81.3	81.0	80.2	81.6	80.8

◆R5 余裕期間適用割合(%)



※R6年1月4日時点、警察を除く、全体：総合評価を対象とする全ての案件

令和6年度の実施方針について

令和6年3月15日
山梨県総合評価委員会

経緯

- 労働基準法の改正、施行(H31.4月) ⇒ [R6.4月 建設業の時間外労働上限規制適用開始](#)
⇒働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。
- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(R1.6.14)
・公共工事の品質確保、働き方改革への対応、生産性向上への取組、災害時の緊急対応の充実強化、調査・設計の品質確保等。
- 改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(R2.1.30)
・公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす。
- 改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」設定(R2.12.23)
 - ・全国統一指標【工事】: ①地域平準化率(施工時期の平準化)、②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
 - ・関東ブロック独自指標【工事】: ④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)
⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)
⑥区市町村における週休2日対象工事の実施状況(令和4年度調査より実施)

国の動き

■建設業法、入札契約適正化法及び品確法の一部改正(第213回通常国会(R6.1.26 開会)で審議予定法案)

- 担い手確保のための働き方改革・処遇改善
- 地域建設業等の維持に向けた環境整備
- 新技術の活用等による生産性の向上
- 公共工事の発注体制の強化 ほか

意見

■建設産業団体連合会からの意見

- 品質確保、技術力の向上
 - ・総合評価落札方式は品質確保、技術力向上のために必要
- 働き方改革、担い手確保・育成
 - ・時間外労働の要因にもなっている「施工計画」を求めない「特別簡易型」の適用拡大

令和6年度 総合評価の実施方針に反映
ポイント

1. 品質確保、技術力の向上
2. 働き方改革の取り組み強化
3. 担い手の確保・育成

施策	令和6年度の取り組み	
	目的	総合評価落札方式
品質確保・ 技術力向上	的確な技術力の評価	工事成績(企業・配置予定技術者)の評価基準見直し
	継続教育制度(CPD)による技術力の維持・向上	コロナに伴うCPD証明対象期間の暫定措置解除
働き方改革	受発注者の事務負担軽減	適用タイプ選定方法の見直し
	週休二日制工事の標準化	週休二日制宣誓企業への評価の解消
担い手確保・ 育成	地域の守り手・地域に根ざした企業の評価	「本店所在地」の評価基準見直し(R5.10月改定)
	建設業の担い手確保に向けた取組み促進	「新規雇用の実績」の新設(R5.10月新設)

1. 総合評価の適用

- ・3千万円以上の工事は、原則、総合評価落札方式による一般競争入札を適用する(解体工事、アスファルト舗装工事は1千万円以上)
- ・適用タイプは、簡易型、標準型または高度技術提案型のいずれかの方式を選択することを基本とするが、「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」の区分表により「特別簡易型(Ⅰ)または(Ⅱ)」を適用できることとする。

- 災害復旧工事は、迅速かつ円滑な復旧のため、「災害復旧工事に係る入札契約事務処理試行要領」を適用する。
- 解体工事は、安全で確実な施工が必要なため、「山梨県 解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」を適用する。
- アスファルト舗装工事は、品質が高く、安全で円滑な施工が必要なため、「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」を適用する。
- 入札参加者が県外企業のみとなる工事は、下請への県内企業の活用を促進するため、「山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領」を適用する。

2. 品質確保、技術力の向上

- ・「**工事成績**」の評価基準を見直し、企業及び技術者の工事の品質や技術力向上に対する努力を的確に評価する。
- ・配置予定技術者の継続教育制度(CPD)による技術力の維持・向上を図る取り組みを評価する。(証明対象期間の暫定措置は解除)

3. 働き方改革の取り組み強化

- ・総合評価の適用タイプ選定方法を見直し、工事の品質を確保しつつ、受発注者の入札契約事務の簡素化を図る。
- ・建設業の時間外労働上限規制の適用に伴い、工事の**週休二日制完全実施**に移行する。(週休二日制宣誓企業への評価解消)

4. 担い手の確保・育成

- ・地域の安全・安心の守り手としてその地域に根ざした企業をより高く評価する(「本店所在地」評価基準見直し)。(R5.10月改定)
- ・建設業の担い手確保に向けた取り組みを促進するため、企業の「新規雇用の実績」を評価する。(R5.10月改定)

※ 山梨県総合評価委員会の年2回実施(9月、3月)

※ 意見聴取を毎週木曜日に実施